

年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けた
プロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託仕様書
(企画提案時)

令和8年5月

福岡市経済観光文化局観光コンベンション部
観光マーケティング課

本仕様書は「年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託」（以下「本業務」という）に関し、事業者を選定するために必要な条件、要求水準などを定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、福岡市と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは福岡市をいい、乙とは提案者をいう。

1 委託件名

年間を通じたデジタルノマドの来訪促進に向けたプロモーション・受入体制の構築等に係る業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 本業務の目的

近年、「デジタルノマド」とよばれるIT技術により場所を選ばず働くことのできる人々が年々増加しており、本市においては、令和5年度からデジタルノマド誘致の取組みを開始し、参加者数及び滞在消費も大きく向上する等、着実に成果が上がっている。

本業務においては、世界のデジタルノマドコミュニティにおける本市のプレゼンスを向上させ、年間を通じたデジタルノマドの来訪を促進していくためのプロモーションを一層強化するとともに、デジタルノマドがいつでも安心して福岡を訪れることのできる受入体制を構築することを目的とする。

4 業務内容

(1) 全体業務関連

- ① 本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。
- ② (2)～(8)の業務を遂行するための実施計画（スケジュールを含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。特に、当該事業に係る第三者への電子メールの送信にあたっては、BCC送信の徹底を図ること。
- ③ 本業務遂行にあたっては、デジタルノマドの趣味嗜好や行動特性、求められるニーズ等について相応の知識を有するメンバーを含めることとし、そのメンバーについては、提案書に記載の通りとすること。
- ④ 本業務遂行にあたっては、別途公募予定の『世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催に係る業務委託』の受託事業者と連携することにより、事業効果の最大化を図ること。

(2) プロモーションの実施

本市の都市の特性、デジタルノマドの受入環境、コミュニティの魅力等を年間を通じて国内外に効果的に発信し、日常的にデジタルノマドが訪れる状態の創出を目的として下記のようなプロモーションを実施すること。

- メディアでの情報発信、イベント出展等のリアル施策、SNSを活用したプロモーション等、多様な手法を適切に組み合わせ、効果性を高めるための戦略的なプロモーション計画を立案・実施すること。また、年間を通じて本市の魅力がデジタルノマドに伝わったことや、デジタルノマドが福岡市を訪れたことがわかるKPIも併せて提案すること。
- 上記に限らず、本市の魅力発信やデジタルノマド誘客に資するものがあれば提案すること。

(3) デジタルノマドの分野におけるキーパーソンの滞在を通じた情報発信及び来訪促進

情報発信力が高く、福岡市の魅力の認知拡大に貢献できるデジタルノマド等をキーパーソンと定義し、キーパーソンが本市へ一定期間滞在してもらうプログラムを実施し、本市の魅力や歴史文化の体験、市内の関連事業者・コミュニティとの交流体験等を通じて情報発信を行うことにより、デジタルノマドの来訪促進を図ること。

○ **主な業務**

- キーパーソンが2週間以上滞在するプログラムの実施
- プログラムの企画及び運営
- 当該プログラムへ参加するキーパーソンの募集・選考、それに関連する広報
- デジタルノマドと市内の関連事業者・コミュニティの交流イベントや歴史文化体験・ワークショップなどの企画及び運営
- 当該プログラムに参加したキーパーソンによる SNS 等での情報発信などの企画・実施

○ **留意事項**

- キーパーソンの参加人数の K P I は 20 名以上とする。
- 実施時期については、本市が別途 10 月に開催する国際カンファレンス等の関連イベントの期間を除いて 2 回以上実施すること。
- 本プログラムに参加するキーパーソンへの助成に対する支出額は、福岡市までの往復交通費を上限とする。

(4) 受入体制の構築

デジタルノマドを円滑に受入れるための体制構築を図るため、以下の取組みを実施するものとする。

① 地域の関連事業者間のコミュニティの運営支援

地域の関連事業者同士が、デジタルノマドの受入れに関する情報や課題を共有し、相互に連携しながら受入体制の構築を進められるよう、地域の関連事業者のコミュニティの円滑な運営を支援すること。

運営支援にあたっては、コミュニティ参加事業者とデジタルノマド間のコミュニケーションを促進させるため、オンラインツール等を活用し、デジタルノマドが長期滞在するにあたって求める情報や、デジタルノマドが関心を持つイベント情報、デジタルノマドの市場動向等に関する情報提供などを実施すること。

また、適宜、事業者へのヒアリングを行い、意見を反映させていくこと。

② 地域の関連事業者のコミュニティ拡大

宿泊施設、コワーキングスペース、不動産事業者、コンテンツ事業者、金融機関、旅行会社、IT 企業、投資関連企業等、多様な民間事業者の参画を積極的に促し、新たに 20 者以上の参画を獲得すること。

③ 地域の関連事業者向けの勉強会やデジタルノマドとの交流会の開催

地域の関連事業者がデジタルノマドのニーズや動向を理解し、自社のサービス向上や新たな事業機会の創出に繋げるため、勉強会やデジタルノマドとの交流会を 3 回以上開催し、地域の関連事業者間やデジタルノマドとの情報交換等ができる場を提供すること。

開催時期や地域事業者の受入体制強化に寄与する新たな取組について、乙から積極的に提案すること。

④ コミュニティマネージャーの育成

本市におけるデジタルノマドの受入体制を持続的に発展させるため、滞在するデジタルノマドの生活のサポートやデジタルノマドと地域との関係構築を担うコミュニティマネージャーを育成すること。

- 育成人数は 5 名以上とする。
- 対象者は、デジタルノマドの生活のサポートやデジタルノマドと地域との関係構築などに意欲

があり、コワーキングスペースやコリビング施設の運営に携わる者などとする。

- 事業提案にあたっては、育成対象者が、本事業終了後もコミュニティマネージャーであることを対外的に示しながら活動を継続するなど、デジタルノマドに認知されやすい仕組みも提案すること。
- なお、育成に係る運営体制、育成方針等については乙から提案するものとする。

(5) 海外の公的機関やデジタルノマドコミュニティ等との連携

デジタルノマド誘致に取り組む海外の公的機関やデジタルノマドの海外のコミュニティとの関係性を構築するため、双方向の来訪促進や情報発信、ビジネスネットワークの形成等を目的とした連携プログラムを企画・実施すること。

- 連携する地域については、タイのチェンマイ市や台湾などのデジタルノマドの活動が既に定着している地域とする。
当該地域における公的機関・コミュニティ組織との連携状況、協力体制、実施可能性等については最新情報を踏まえて整理し、連携の方向性を提案すること。
- 連携にあたっては、本市が別途10月に開催する国際カンファレンス等の関連イベントでの共同企画や相互送客につながる施策を念頭に置き、具体的な連携案を企画・提案すること。

(6) Webサイトの保守管理・運営

本市がデジタルノマドに福岡市の魅力を発信することを目的に構築したWebサイトの保守管理及び運営を行うこと。

URL：<https://www.colivefukuoka.com/>

① 保守管理

- 運用はメンテナンス時を除き、通年・終日の運用とする。
- 障害が発生した場合、原則24時間以内のサービス復旧を目指すものとする。
- セキュリティ対策として、SSLの利用、脆弱性対策、改ざん防止対策、IPアドレス制限などを講じること。

② 運営

- 必要に応じ静的な情報の修正やサイト利用者等のニーズに合わせた改修を行うこと。
- デジタルノマドにとって有益な情報のほか、デジタルノマドに関係する地域の関連事業者の情報などをニュースとして更新を行うこと。
- 更新頻度については、月に2回以上とし、本市が10月に開催する世界中のデジタルノマドが集う国際カンファレンスの開催時期などにおいては、特に更新頻度を上げること。
- 更新にあたっては、民間事業者等が行うイベントやデジタルノマドに関する施策や情報を幅広く取得し、事前に甲へ確認のうえ情報の更新を行うこと。

(7) その他追加提案

4(2)～(6)の他に追加提案がある場合はKPIとともに具体的に提案すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

(8) 報告書の作成及び提出

業務完了後、本業務委託に係る全体報告書、プロモーション用に撮影した写真データ等について、12月末時点の実績を中間報告として甲へ提出すること。その後、履行期間終了の1ヶ月前までに最終報告書案を甲へ提出し、内容について甲と乙で協議した上で完成させ提出すること。また、当該報告書には、各業務で実施したことがわかる書類および写真等を添付するほか、プロモーション実績の分析結果、今後のプロモーションの方向性に関する提案を記載すること。

5 責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 実施

事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

- ① 仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ② 本業務を通じて撮影した写真や映像等の成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は原則として甲が保有することとする。
- ③ 乙は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、乙が負うものとする。

(以下余白)